

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月21日

【会社名】 日本ペイントホールディングス株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 CEO 田 堂 哲 志

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【電話番号】 06 - 6455 - 9140

【事務連絡者氏名】 IR広報部長 田 中 良 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】 03 - 3740 - 1110

【事務連絡者氏名】 総務人事本部グループマネージャー 永 井 哲 夫

【縦覧に供する場所】 日本ペイントホールディングス株式会社総務人事本部（東京）
（東京都品川区南品川4丁目1番15号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、豪州・ニュージーランドを中心にハイブランドの塗料・DIY用品の製造販売事業を行う豪州証券取引所に上場するDuluxGroup Limited（以下、「Dulux」）の発行済株式の100%を取得し、Duluxを子会社化するための手続の実施が特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、2019年4月17日付で臨時報告書を提出しておりますが、当該臨時報告書の記載事項のうち「子会社取得の対価の額」が変更となりましたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

下記を訂正いたします。

2 報告内容

2. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

（3）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

（3）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Duluxの普通株式 3,005億円（3,756百万豪ドル）

アドバイザー費用等（概算額） 未定

（注1）Duluxの普通株式の取得価額は、Duluxの普通株式の対価の金銭の額を1豪ドル80円で換算した額を記載しております。

（注2）取得価額は、本日締結したSIDにおいてSOA対価としてDuluxの株主に支払うことを想定した予定金額のうち、当社が金銭により支払う金額（普通株式1株に対して9.65豪ドル）の総額です。当社がDuluxの株主に支払う当該取得価額とは別に、Duluxは、2019年9月期の中間配当として株式取得実行日までに1株当たり15豪セントを支払う予定であるため、Duluxの株主が受け取ることになる普通株式1株当たりのSOA対価は総額で9.80豪ドルになります。また、Duluxは、株式取得実行日までに特別配当として最大26豪セントを支払う予定ですが、特別配当又は1株当たり15豪セントを超える中間配当が行われる場合には、当該金額（中間配当に関しては、15豪セントを超える部分）は、SOA対価として当社がDuluxの株主に支払う取得価額から差し引かれる予定です。

（注3）アドバイザー費用等（概算額）につきましては、判明次第速やかにお知らせいたします。

（訂正後）

（3）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Duluxの普通株式 2,917億円（3,647百万豪ドル）

アドバイザー費用等（概算額） 未定

（注1）Duluxの普通株式の取得価額は、Duluxの普通株式の対価の金銭の額を1豪ドル80円で換算した額を記載しております。

（注2）Duluxが2019年9月期の中間配当として1株当たり15豪セントを、特別配当として1株当たり28豪セントを2019年6月28日に支払ったことを受け、当該特別配当にかかる金額はSOA対価として当社がDuluxの株主に金銭により支払う金額（普通株式1株当たり9.65豪ドル）から差し引かれ、当社が金銭により支払う金額は普通株式1株に対して9.37豪ドルとなりました。上記「 Duluxの普通株式」に記載の金額は、1株当たり9.37豪ドルとして計算した総額です。

（注3）アドバイザー費用等（概算額）につきましては、判明次第速やかにお知らせいたします。

以上